

障害児福祉手当について

身体または精神（知的を含む）に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の方ご本人に支給される手当です。

障害程度の目安

- ① 身体障害者手帳1・2級相当の障害がある方
- ② 療育手帳において最重度に相当する場合
- ③ 上記と同程度以上の状態にある方（精神の障害等）

次のいずれかに当てはまる場合は、手当が受けられません

- ア 障害の程度が基準に該当しない場合
- イ 児童が施設等に入所している場合
- ウ 児童が障害を理由とする年金等を受けている場合
- エ 障害児本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている場合

手続きの流れ

- ① お住まいの区の区役所・支所（保健福祉課）で手当について事前に相談します。
- ② 必要書類を区役所・支所（保健福祉課）に提出します。
申し込み時に必要なものは次のとおりです。
 - 1 認定請求書（申請窓口にて配布）
 - 2 障害の程度についての医師の診断書（申請窓口にて配布）
 - 3 障害者本人名義の預金通帳のコピー等
 - 4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
 - 5 個人番号について番号、本人・代理確認ができるもの
 - 6 その他の書類が必要となる場合があります。

※1 診断書作成にかかる費用は自己負担となります。

認定・支払方法

- ① 提出された診断書によって審査を行い、結果を通知します。
- ② 認定されると、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ③ 手当は年4回（2月、5月、8月、11月）に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。（例11月の振り込みは8月から10月までの3ヶ月分を支給）

障害認定基準

下の別表1のいずれかに該当する場合は、手当の支給対象となります。
（所定の診断書による審査があります。）

【別表1】

1号視覚	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2号聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3号上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4号上肢	両上肢の全ての指を欠くもの
5号下肢	両下肢の用を全く廃したもの
6号下肢	両大腿を2分の1以上失ったもの
7号体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8号その他	1～7号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9号精神	精神の障害であって、1～8号と同程度以上と認められる程度のも
10号重複障害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9号と同程度以上と認められる程度のも

※知的障害の場合

知的障害のある方は、2頁別表1の第9号にあてはまる場合に手当を受けられますが、その場合の基準は次のとおりとなっています。

「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」

知的障害の程度については、下の別表2（知的機能の程度）に掲げる障害の程度が「最重度」とされるものが該当。なお、この場合知能指数がおおむね20以下に相当する。

【別表2】知的機能の程度

年 齢	最 重 度	(重 度)
5歳以下	① 言語不能 ② 最小限の感情表現（快、不快等） ③ 歩行が不能またはそれに近い ④ 食事、衣服の着脱などは全くできない	① 言葉がごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す ② ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等） ③ 運動機能の発達の遅れが著しい ④ 身のまわりの始末はほとんどできない ⑤ 集団あそびはできない
6～17歳	① 言語は数語のみ ② 数はほとんど理解できない ③ 食事、衣服の着脱など1人ではほとんどできない	① 言語による意志表示はある程度可能 ② 読み書きの学習は困難 ③ 数の理解に乏しい ④ 身近なものの認知や区別はできる ⑤ 身辺処理は部分的に可能 ⑥ 身近な人と遊ぶことはできるが、長続きしない
18歳以上	① 会話は困難 ② 文字の読み書きはできない ③ 数の理解はほとんどできない ④ 身辺処理はほとんど不可能 ⑤ 作業能力はほとんどない	① 日常会話はある程度できる ② ひらがなはどうか読み書きできる ③ 数量処理は困難

（注1） 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の発達障害の程度を示したもので、それ以下の年齢については、これと年齢相応の発達の程度を参考にして判定します。

（注2） 失禁、興奮、多寡動等の特別な介護を必要とする行動等が認められる場合は、当該行動等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定します。

留意事項

■ 受給資格者（障害児）が20歳になると受給資格が喪失します。

■ （喪失日は誕生日の前日付け）

■ 障害児福祉手当と特別障害者手当の障害基準が異なるため、20歳到達時の資格

■ 喪失の後、自動的に特別障害者手当に切り替わること（手当支給が継続される）

■ ことはありません。特別障害者手当の受給を希望する場合は、改めて手続きをしてください。

手当を受けている方の届け出

現況届	毎年、8月に案内文書を送りますので 期日までに提出してください
再認定	有期限前に案内文書を送ります 認定診断書の提出が必要となります
資格喪失届	(1)施設などに入所されたとき (2)障害を事由とする年金等を受けとるとき (3)20歳に到達したとき (4)お亡くなりになられたとき に提出してください
その他の届出	氏名・住所・支払金融機関の変更があった場合



相談窓口・問い合わせ

区	電話番号	FAX
東灘区 保健福祉課	841-4131	851-9333
灘区 保健福祉課	843-7001	843-7018
中央区 保健福祉課	335-7511	335-7919
兵庫区 保健福祉課	511-2111	521-3455
北区 保健福祉課	593-1111	594-0934
北神区役所 保健福祉課	981-5377	984-2334

区・本庁	電話番号	FAX
長田区 保健福祉課	579-2311	579-2343
須磨区 保健福祉課	731-4341	735-8159
北須磨支所 保健福祉課	793-1444	795-1140
垂水区 保健福祉課	708-5151	706-2329
西区 保健福祉課	940-9501	990-2521
神戸市福祉局 障害福祉課	322-5133	322-6044

令和5年11月発行 神戸市福祉局障害福祉課